

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和3年8月31日（令和3年（行情）諮問第354号）

答申日：令和4年3月31日（令和3年度（行情）答申第628号）

事件名：米朝首脳会談に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『米朝首脳会談』に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。＊『米朝首脳会談』が何を指しているかについては、裏面をご参照下さい。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月16日付け情報公開第01900号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、平成30年7月3日付けで受理した審査請求人からの開示請求「『米朝首脳会談』に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。＊『米朝首脳会談』が何を指しているかについては、裏面をご参照下さい。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の決定として2文書を特定し、開示する決定を行った（平成30年8月31日付け情報公開第00965号）。次いで最終決定として3文書を特定し、1件を不開示、2件を部分開示とする原処分を行った（平成31年1月16日付け情報公開第01900号）。

これに対し、審査請求人は、平成31年2月5日付けで一部に対する不開示決定の取消を求める旨の審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、平成30年6月12日に実施された

米朝首脳会談に関する3文書である。

なお、本件開示請求が提出された後、処分庁は審査請求人に対し、本件開示請求の件名のとおり「文書の全て」を特定するとなると文書量が相当の分量になると考えられることから、インターネットで閲覧可能な情報や職員の出張等に関するロジスティックス関連文書を請求対象から除外することにつき審査請求人の意向を電子メールにより照会した。これに対し審査請求人は、対象文書にかかる目録のたぐいがあれば請求文書を「目録」に切り替えるが、存在しないのであれば全文書の特定を求めるとの回答が接到した経緯がある。

### 3 不開示とした部分について

- (1) 文書3は、平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談についての関係国からの情報収集及び政府部内での情報共有に関する情報並びに我が国の対処方針等に関する記述であって、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
- (2) 文書4の42頁目ないし47頁目及び52頁目の不開示部分並びに文書5の1頁目、96頁目、99頁目、101頁目、103及び104頁目の各不開示部分のうち、電信の総番号、発受信時刻、パターンコードについては、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。
- (3) 文書5の8頁目15行目の右から1カ所目、19頁目、21頁目上から2カ所目、22頁目、23頁目、25頁目上から2カ所目、26頁目、27頁目上から1及び2カ所目並びに「職務の級」欄、29頁目上から2カ所目、30頁目上から1カ所目及び「職務の級」欄、31頁目上から1及び2カ所目並びに「職務の級」欄、33頁目上から2カ所目、34頁目上から1カ所目及び「職務の級」欄、35及び36頁目「外務省固有コード」欄、41頁目上から1及び2カ所目並びに「職務の級」欄、43頁目上から2カ所目、44頁目上から1カ所目及び「職務の級」欄、45頁目「外務省固有コード」欄、51頁目、53頁目上から2カ所目、54頁目、56頁目上から2カ所目、62頁目、63及び64頁目マイレージ番号、66頁目、69頁目、71頁目上から1及び3カ所目、73頁目、74～77頁目マイレージ番号、78頁目、80頁目、82頁目上から1及び3カ所目、84頁目上から1及び2カ所目並びに「職務の級」欄、85及び86頁目マイレージ番号、87頁目上から3及び6カ所目、89頁目上から2及び5カ所目、90頁目上から1及び2カ所

目並びに「職務の級」欄， 9 1 及び 9 2 頁目マイレージ番号， 9 3 頁目上から 3 カ所目， 9 5 頁目上から 2 及び 5 カ所目の各不開示部分は， 特定企業社員の氏名並びに外務省及び内閣官房国家安全保障局職員の職員番号， 等級， マイレージ番号及びクレジットカード情報であって， 特定の個人を識別できるものであるため， あるいは， 公にすることにより当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため， 法 5 条 1 号に該当し， 不開示とした。

- (4) 文書 5 の 2 1 頁目， 2 5 頁目， 2 9 頁目， 3 3 頁目， 4 3 頁目， 5 3 頁目及び 5 6 頁目の各下から 1 カ所目の不開示部分， 7 1 頁目及び 8 2 頁目の各上から 2 カ所目の不開示部分， 8 9 頁目及び 9 5 頁目の各上から 4 カ所目の不開示部分は， 特定企業の銀行口座に係る情報であって， 公にすることにより当該企業の正当な利益を害するおそれがあるため， 法 5 条 2 号に該当し， 不開示とした。
- (5) 文書 5 の 1 頁目件名欄， 2 頁目 1 ～ 2 行目， 1 1 ～ 1 6 行目， 3 頁目， 1 1 ～ 1 4 頁目の不開示部分は， 外務省及び内閣官房国家安全保障局以外の政府職員に関する情報及びそれらを推察し得る関連情報であって， 公にすることにより， 北朝鮮問題に関する我が国の情報収集等に係る体制及び関心事項が明らかになることから， 我が国が交渉上の不利益を被るおそれがあるため， 法 5 条 3 号に該当し， 不開示とした。
- (6) 文書 5 の上記 (2) ないし (5) 及び下記 (7) ないし (9) 以外の不開示部分は， 平成 3 0 年 6 月 1 2 日に実施された米朝首脳会談に関する情報収集等の業務に携わった政府職員の氏名， 性別， 官職及び担当業務であり， 公にすることにより， 当該職員が不当な圧力や交渉内容に係る情報収集を目的とした働きかけ等の対象となるおそれがあり， 外務省及び関係政府機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれが及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため， 法 5 条 3 号及び 4 号に該当し， 管理職未満の職員氏名について不開示とした。
- (7) 文書 5 の 1 頁目， 4 ～ 8 頁目， 1 5 頁目， 2 0 頁目， 2 1 頁目， 2 4 頁目， 2 5 頁目， 2 8 頁目， 2 9 頁目， 3 2 頁目， 3 3 頁目， 3 7 頁目， 4 2 頁目， 4 3 頁目， 4 6 頁目， 4 7 頁目， 5 2 頁目， 5 3 頁目， 5 5 ～ 5 7 頁目， 6 3 ～ 6 5 頁目， 7 0 頁目， 7 4 ～ 7 6 頁目， 8 1 頁目， 8 5 頁目， 8 6 頁目， 8 8 頁目， 9 1 頁目， 9 2 頁目， 9 4 頁目の各日付の不開示部分は， 政府職員の出張に関連する決裁文書等の起案日並びに航空券見積り及び航空券発券日等の日付であり， これらは平成 3 0 年 6 月 1 2 日に実施された米朝首脳会談に関する外務省の対応のタイミングに関わる情報であり， 公にすることにより， 当省の情報収集能力等が明らかになることから， 関係国及び北朝鮮との交渉上の不利益を被るおそれがあるとともに関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため，

法5条3号に該当し、不開示とした。

(8) 文書5の2頁目20行目、9頁目3、5及び12行目、10頁目、46頁目5～9行目、48頁目43～46行目、49頁目1～3行目及び5～6行目、59頁目7～15行目は、平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談に際しての政府関係機関職員の出張日程や出張形態、他国との連携に伴う調整に関する情報であり、公にすることにより、我が国の情報収集活動の態様が明らかになり、今後、関係国との交渉上の不利益を被るおそれがあるため、また、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(9) 文書5の96～105頁目の上記(2)以外による不開示部分は、平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談に関し、日本政府が現地においていかなる場所、体制、規模等をもって情報収集活動等を行ったかを示唆する情報であり、公にすることにより、今後の類似の情報収集活動に際し、外部から妨害、情報収集工作等が容易になり、我が国の情報収集活動に支障が生じるおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきであるとして原処分を取消を求めている。しかしながら、処分庁は、上記3のとおり対象文書の不開示事由該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和3年8月31日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月16日   | 審議            |
| ④ | 令和4年2月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年3月8日    | 審議            |
| ⑥ | 同月25日     | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる3文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号ないし4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、

不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

- (1) 文書3には、平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談についての関係国から得た情報の詳細及び我が国の対処方針の詳細等が記載されていることが認められる。

当該文書は、これを公にすることにより、関係国から得た情報の内容が明らかとなるほか、我が国の米朝首脳会談等に関する情報関心、情報収集能力等が推察されるなど、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表1の番号1欄に掲げる各部分には、特定法人社員の氏名及び印影、並びに外務省及び内閣官房国家安全保障局職員の職員番号、等級、マイレージ番号及びクレジットカード情報が記載されていることが認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表1の番号2欄に掲げる各部分には、特定法人の取引金融機関に係る口座番号等が記載されていることが認められる。

法人の口座番号等については、当該法人が自らこれを公表していない限り、法人の内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該法人は当該口座番号についてウェブサイト等で公表していないとのことであるから、これを公にすれば、口座番号等が不正に利用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 別表1の番号3欄に掲げる各部分には、外務省が使用している電信システムの総番号、発受信時刻及びパターンコードが記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号4欄に掲げる各部分には、外務省及び内閣官房国家安全保障局以外の政府職員の所属、官職、氏名、出張人数及びそれらを推察し得る関連情報が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、北朝鮮情勢に関する我が国の情報収集等に係る体制及び関心事項が明らかとなり、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表1の番号5欄に掲げる各部分には、米朝首脳会談に関する情報収集等の業務に携わった外務省及び内閣官房国家安全保障局の管理職以外の政府職員の氏名、性別、官職等が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、当該職員に対する他国等からの不当な圧力、干渉等が加えられるおそれがあるものと認められ、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表1の番号6欄に掲げる各部分には、政府職員の出張に関連する決裁文書の起案日並びに航空券見積日及び航空券発券日等の日付が記載されていることが認められる。

米朝首脳会談に関する情報収集等であることに鑑みれば、当該各部分は、これを公にすることにより、会談日程を把握し、出張を予定した時点等が明らかとなり、我が国の情報収集能力等が推知され、関係国及び北朝鮮との交渉上の不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表1の番号7欄に掲げる各部分には、米朝首脳会談に際しての外務省職員及び外務省以外の政府関係機関職員の出張日程や旅券の種別等が記載されていることが認められる。

本件出張の目的が米朝首脳会談に関する情報収集等で、出張人員に外務省以外の政府関係機関の職員が含まれていることに鑑みれば、当該各部分のうち別表2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、他国との連携に伴う調整内容及び我が国の情報収集活動の態様が明らかとなり、外務省以外の政府関係機関の職員との国外出張を伴う今後の国外での情報収集活動に支障を来す等、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、単に旅券発給の事実

及び出張の変更理由が記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

- (9) 別表1の番号8欄に掲げる各部分には、我が国政府が行った米朝首脳会談に関する情報収集活動等の拠点、体制、規模等を示唆する内容が記載されていることが認められる。当該各部分は、これを公にすることにより、外務省が行う情報収集活動の態様等が推察され、他国等による妨害工作等を容易ならしめ、関係政府機関との調整や各種準備の遅滞等、今後の類似の情報収集活動が著しく困難となるなど、外務省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年6か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号ないし4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号ないし4号及び6号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

### (第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙

### 本件対象文書

- 文書 3 米朝首脳会談（サブ関連資料）
- 文書 4 米朝首脳会談（対外発信資料等）
- 文書 5 米朝首脳会談（職員出張関連文書）

別表 1

| 番号  | 文書番号      | 頁   | 不開示部分                       |
|-----|-----------|-----|-----------------------------|
| 1   | 文書 5      | 8   | 1 5 行目の右から 1 箇所目            |
|     |           | 1 9 | 全ての箇所                       |
|     |           | 2 1 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 2 2 | 全ての箇所                       |
|     |           | 2 3 | 全ての箇所                       |
|     |           | 2 5 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 2 6 | 全ての箇所                       |
|     |           | 2 7 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに「職務の級」欄 |
|     |           | 2 9 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 3 0 | 上から 1 箇所目及び「職務の級」欄          |
|     |           | 3 1 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに「職務の級」欄 |
|     |           | 3 3 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 3 4 | 上から 1 箇所目及び「職務の級」欄          |
|     |           | 3 5 | 「外務省固有コード」欄                 |
|     |           | 3 6 | 「外務省固有コード」欄                 |
|     |           | 4 1 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに「職務の級」欄 |
|     |           | 4 3 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 4 4 | 上から 1 箇所目及び「職務の級」欄          |
|     |           | 4 5 | 「外務省固有コード」欄                 |
|     |           | 5 1 | 全ての箇所                       |
|     |           | 5 3 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 5 4 | 全ての箇所                       |
|     |           | 5 6 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 6 2 | 全ての箇所                       |
|     |           | 6 3 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 6 4 | 上から 2 箇所目                   |
|     |           | 6 6 | 全ての箇所                       |
|     |           | 6 9 | 全ての箇所                       |
|     |           | 7 1 | 上から 1 箇所目及び 3 箇所目           |
|     |           | 7 3 | 全ての箇所                       |
| 7 4 | 上から 2 箇所目 |     |                             |
| 7 5 | 上から 2 箇所目 |     |                             |

|   |      |     |                                     |
|---|------|-----|-------------------------------------|
|   |      | 7 6 | 上から 2 箇所目                           |
|   |      | 7 7 | 全ての箇所                               |
|   |      | 7 8 | 全ての箇所                               |
|   |      | 8 0 | 全ての箇所                               |
|   |      | 8 2 | 上から 1 箇所目及び 3 箇所目                   |
|   |      | 8 4 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに「職務の級」欄         |
|   |      | 8 5 | 上から 3 箇所目                           |
|   |      | 8 6 | 上から 3 箇所目                           |
|   |      | 8 7 | 上から 3 箇所目及び 6 箇所目                   |
|   |      | 8 9 | 上から 2 箇所目及び 5 箇所目                   |
|   |      | 9 0 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに「職務の級」欄         |
|   |      | 9 1 | 上から 3 箇所目                           |
|   |      | 9 2 | 上から 3 箇所目                           |
|   |      | 9 3 | 上から 3 箇所目                           |
|   |      | 9 5 | 上から 2 箇所目及び 5 箇所目                   |
| 2 | 文書 5 | 2 1 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 2 5 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 2 9 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 3 3 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 4 3 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 5 3 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 5 6 | 下から 1 箇所目                           |
|   |      | 7 1 | 上から 2 箇所目                           |
|   |      | 8 2 | 上から 2 箇所目                           |
|   |      | 8 9 | 上から 4 箇所目                           |
|   |      | 9 5 | 上から 4 箇所目                           |
| 3 | 文書 4 | 4 2 | 全ての箇所                               |
|   |      | 4 3 | 全ての箇所                               |
|   |      | 4 4 | 全ての箇所                               |
|   |      | 4 5 | 全ての箇所                               |
|   |      | 4 6 | 全ての箇所                               |
|   |      | 4 7 | 全ての箇所                               |
|   |      | 5 2 | 全ての箇所                               |
|   | 文書 5 | 1   | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目（時刻部分）並びに下から 1 箇所目 |

|   |      |       |                                   |
|---|------|-------|-----------------------------------|
|   |      | 9 6   | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに下から 2 箇所目     |
|   |      | 9 9   | 上から 1 箇所目ないし 3 箇所目及び 5 箇所目        |
|   |      | 1 0 0 | 上部の電信部分                           |
|   |      | 1 0 1 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目並びに下から 1 箇所目     |
|   |      | 1 0 3 | 上から 1 箇所目ないし 3 箇所目及び 5 箇所目        |
|   |      | 1 0 4 | 上から 1 箇所目及び 2 箇所目及び 4 箇所目         |
| 4 | 文書 5 | 1     | 下から 2 箇所目                         |
|   |      | 2     | 1 行目及び 2 行目並びに 1 1 行目ないし 1 6 行目   |
|   |      | 3     | 全ての箇所                             |
|   |      | 1 1   | 全ての箇所                             |
|   |      | 1 2   | 全ての箇所                             |
|   |      | 1 3   | 全ての箇所                             |
|   |      | 1 4   | 全ての箇所                             |
| 5 | 文書 5 | 1     | 上から 3 箇所目                         |
|   |      | 2     | 6 行目, 7 行目及び 1 0 行目               |
|   |      | 6     | 上から 1 箇所目                         |
|   |      | 7     | 上から 1 箇所目                         |
|   |      | 8     | 1 4 行目及び 1 5 行目左から 1 箇所目          |
|   |      | 9     | 4 行目                              |
|   |      | 1 5   | 上から 1 箇所目                         |
|   |      | 1 6   | 全ての箇所                             |
|   |      | 2 7   | 下から 1 箇所目, 「官職」欄及び「氏名」欄の下から 1 箇所目 |
|   |      | 2 8   | 上から 1 箇所目                         |
|   |      | 2 9   | 上から 3 箇所目及び「ご利用者」欄の全ての箇所          |
|   |      | 3 0   | 「官職」欄及び「氏名」欄                      |
|   |      | 3 1   | 下から 1 箇所目, 「官職」欄及び「氏名」欄の下から 1 箇所目 |
|   |      | 3 2   | 上から 1 箇所目                         |
|   |      | 3 3   | 上から 3 箇所目及び「ご利用者」欄の全ての箇所          |
|   |      | 3 4   | 「官職」欄及び「氏名」欄                      |
|   |      | 3 5   | 下から 1 箇所目                         |

|   |     |     |                               |
|---|-----|-----|-------------------------------|
|   |     | 3 6 | 上から1箇所目, 3箇所目及び4箇所目           |
|   |     | 3 7 | 「件名」欄の全ての箇所                   |
|   |     | 3 8 | 全ての箇所                         |
|   |     | 4 1 | 下から1箇所目, 「官職」欄及び「氏名」欄の下から1箇所目 |
|   |     | 4 2 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 4 3 | 上から3箇所目及び「ご利用者」欄の全ての箇所        |
|   |     | 4 4 | 「官職」欄及び「氏名」欄                  |
|   |     | 4 5 | 上から2箇所目及び3箇所目                 |
|   |     | 4 8 | 上から7行目, 8行目, 12行目及び14行目       |
|   |     | 5 0 | 全ての箇所                         |
|   |     | 5 8 | 全ての箇所                         |
|   |     | 5 9 | 上から1行目                        |
|   |     | 6 0 | 全ての箇所                         |
|   |     | 6 1 | 全ての箇所                         |
|   |     | 8 4 | 下から1箇所目, 「官職」欄及び「氏名」欄の下から1箇所目 |
|   |     | 8 5 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 8 6 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 8 7 | 上から1箇所目, 2箇所目, 4箇所目及び5箇所目     |
|   |     | 8 8 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 8 9 | 上から1箇所目, 3箇所目及び下から1箇所目        |
|   |     | 9 0 | 下から1箇所目, 「官職」欄及び「氏名」欄の下から1箇所目 |
|   |     | 9 1 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 9 2 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 9 3 | 上から1箇所目, 2箇所目, 4箇所目及び5箇所目     |
|   |     | 9 4 | 上から1箇所目                       |
|   |     | 9 5 | 上から1箇所目, 3箇所目及び下から1箇所目        |
| 6 | 文書5 | 1   | 上から2箇所目(日付部分)及び4箇所目           |
|   |     | 4   | 全ての箇所                         |
|   |     | 5   | 全ての箇所                         |
|   |     | 6   | 上から2箇所目                       |
|   |     | 7   | 上から2箇所目                       |

|   |     |    |               |
|---|-----|----|---------------|
|   |     | 8  | 上から1箇所目（日付部分） |
|   |     | 15 | 上から2箇所目（日付部分） |
|   |     | 20 | 全ての箇所         |
|   |     | 21 | 上から1箇所目       |
|   |     | 24 | 全ての箇所         |
|   |     | 25 | 上から1箇所目       |
|   |     | 28 | 上から2箇所目       |
|   |     | 29 | 上から1箇所目       |
|   |     | 32 | 上から2箇所目       |
|   |     | 33 | 上から1箇所目       |
|   |     | 37 | 上から1箇所目（日付部分） |
|   |     | 42 | 上から2箇所目       |
|   |     | 43 | 上から1箇所目       |
|   |     | 46 | 上から1箇所目（日付部分） |
|   |     | 47 | 全ての箇所         |
|   |     | 52 | 全ての箇所         |
|   |     | 53 | 上から1箇所目       |
|   |     | 55 | 全ての箇所         |
|   |     | 56 | 上から1箇所目       |
|   |     | 57 | 全ての箇所         |
|   |     | 63 | 上から1箇所目       |
|   |     | 64 | 上から1箇所目       |
|   |     | 65 | 全ての箇所         |
|   |     | 70 | 全ての箇所         |
|   |     | 74 | 上から1箇所目       |
|   |     | 75 | 上から1箇所目       |
|   |     | 76 | 上から1箇所目       |
|   |     | 81 | 全ての箇所         |
|   |     | 85 | 上から2箇所目       |
|   |     | 86 | 上から2箇所目       |
|   |     | 88 | 上から2箇所目       |
|   |     | 91 | 上から2箇所目       |
|   |     | 92 | 上から2箇所目       |
|   |     | 94 | 上から2箇所目       |
| 7 | 文書5 | 2  | 20行目          |
|   |     | 9  | 3行目、5行目及び12行目 |
|   |     | 10 | 全ての箇所         |

|   |      |       |                   |
|---|------|-------|-------------------|
|   |      | 4 6   | 上から 2 箇所目         |
|   |      | 4 8   | 下から 1 箇所目         |
|   |      | 4 9   | 全ての箇所             |
|   |      | 5 9   | 下から 1 箇所目         |
| 8 | 文書 5 | 9 6   | 下から 1 箇所目及び 3 箇所目 |
|   |      | 9 7   | 全ての箇所             |
|   |      | 9 8   | 全ての箇所             |
|   |      | 9 9   | 下から 1 箇所目及び 3 箇所目 |
|   |      | 1 0 0 | 番号 3 以外の箇所        |
|   |      | 1 0 1 | 下から 2 箇所目         |
|   |      | 1 0 2 | 全ての箇所             |
|   |      | 1 0 3 | 下から 1 箇所目及び 3 箇所目 |
|   |      | 1 0 4 | 下から 2 箇所目         |
|   |      | 1 0 5 | 全ての箇所             |

別表 2

| 頁   | 不開示箇所     | 開示すべき部分  |
|-----|-----------|--|
| 2   | 下から 2 箇所目 | 1 行目左から 2 1 文字目ないし 2 6 文字目及び 3 6 文字目ないし 4 1 文字目  |
| 4 6 | 上から 2 箇所目 | 1 行目左から 1 1 文字目ないし 1 6 文字目及び 3 0 文字目ないし 2 行目 7 文字目, 並びに 3 行目 2 0 文字目ないし 2 5 文字目及び 2 7 文字目ないし 3 0 文字目を除いた部分 |
| 4 8 | 下から 1 箇所目 | 1 行目右から 3 文字目及び 2 行目左から 8 文字目を除いた部分  |
| 4 9 | 上から 1 箇所目 | 全ての部分  |
|     | 上から 2 箇所目 | 2 行目左から 8 文字目ないし 1 1 文字目を除いた部分   |
| 5 9 | 上から 2 箇所目 | 2 行目 4 文字目ないし 1 2 文字目を除いた部分  |